

非常勤消防団員の報酬並びに費用弁償等に関する条例

（昭和 53 年 3 月 11 日 条例第 101 号）

改正	昭和 54 年 1 月 31 日	昭和 59 年 6 月 29 日
	昭和 55 年 3 月 13 日	昭和 59 年 12 月 20 日
	昭和 56 年 3 月 11 日	昭和 61 年 3 月 11 日
	昭和 57 年 3 月 12 日	
	昭和 59 年 3 月 9 日	

（目的）

第 1 条 この条例は、非常勤消防団員の報酬、費用弁償等について定めることを目的とする。

（報酬）

第 2 条 非常勤消防団員に支給する報酬は、その者の階級に応じて別表第 1 に掲げる額とする。

（出勤手当）

第 3 条 非常勤消防団員に支給する出勤手当は、災害、警戒防御、訓練その他特殊訓練出勤として別表第 2 に掲げる額とする。

（旅費）

第 4 条 非常勤消防団員の旅費額は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 54 年 1 月 31 日）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の非常勤消防団員の報酬並びに費用弁償等に関する条例の規定は、昭和 53 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 55 年 3 月 13 日）

（施行期日等）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 11 日）

（施行期日等）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 12 日）

（施行期日等）

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 9 日）

第 10 編 防災・消防（非常勤消防団員の報酬並びに費用弁償等に関する条例）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 59 年 6 月 29 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 12 月 20 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 9 月 14 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 3 月 11 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

第 10 編 防災・消防（非常勤消防団員の報酬並びに費用弁償等に関する条例）

別表第 1（第 2 条関係）

階	級	報 酬 年 額
団	長	125,000 円
副	団 長	59,000
分 団	長（本部長およびラッパ隊長を含む。）	40,000
	副分団長（副本部長及びラッパ副隊長を含む。）	25,000
班	長	12,000
係	長	9,000
団	員	8,000

別表第 2（第 3 条関係）

災害、警戒防御、訓練出動手当 1 回につき	3,000
その他、特殊訓練出動手当 1 回につき	1,200

ただし、5 日以上継続して出動した特別災害は村長がその都度定める。